

日常生活自立支援事業

認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分なため、日常生活でお困りの方に対して、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理、書類等（預貯金通帳、印鑑、権利書など）の預かりサービスを本人との契約により行う事業です。

1. 事業の対象者

認知症、知的障がい、精神障がいなどで、判断能力が不十分なため、自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方や、お金の管理に困っている方など

※この事業を利用する意思があり、必要な契約内容について理解できる方が対象となります。

※どのくらい判断能力があるかは、「契約締結判定ガイドライン」で確認します。

※療育手帳、精神障害者保健福祉手帳保持者や認知症の診断を受けている方に限りません。

※施設や病院に入所、入院された場合でも利用できます。

2. サービス内容

(1) 福祉サービスの利用援助

- ・福祉サービスの情報提供、助言、利用する（やめる）ための手続き
- ・福祉サービスについて不満があるとき、苦情解決制度を利用する手続きのお手伝い

(2) 日常的な金銭の管理

- ・年金や福祉手当等の受領に必要なお手伝い
- ・生活費の定期的なお届け、お金の使い方についての相談、助言
- ・福祉サービス利用料や医療費、公共料金や家賃などの支払いのお手伝い

(3) 書類等のお預かり

- ・保管を希望される預貯金通帳や銀行印、証書などの書類をお預かりします。

※保管できるもの

年金手帳・証書、預貯金通帳、登記識別情報通知書、印鑑、キャッシュカードなど

※宝石、書画、骨董品、貴金属類、鍵などはお預かり出来ません。

3. 援助の利用料金

相談や支援の支援計画の作成は無料です。援助を受ける場合は、1回（1時間まで）1,000円で、1時間を過ぎる場合は30分につき350円が加算されます。ただし、生活保護を受けている人は全て無料です。

北九州市、福岡市にお住まいの方は、費用負担が異なりますので、直接窓口へお問い合わせください。

時 間	料 金
1時間まで	1,000円
1時間を超えて1時間30分まで	1,350円
1時間30分を超えて2時間まで	1,700円
2時間を超えて2時間30分まで	2,050円
2時間30分を超えて3時間まで	2,400円
3時間を超えた場合	2,750円

※書類等預かりサービスをご利用の方は、別にお金が必要です。

- ・お住まいの市町村社会福祉協議会に預ける場合（日常的金銭管理に使う預貯金通帳、印鑑等）
月に350円 ※ただし、預けることができるのは50万円までです。
- ・貸金庫に預ける場合（権利書、年金証書等）
月に250円 ※ただし、預けることができるのは500万円までです。

4. お問い合わせ

詳しくはお住まいの市町村社会福祉協議会または、福岡県社会福祉協議会にお問い合わせください。
市町村社協一覧は「6福祉関係施設・サービス・関係機関情報 7その他 (1)社会福祉協議会」
に掲載しています。

関連資料：日常生活自立支援事業パンフレット

<http://www.fuku-shakyo.jp/jigyo/soudan/soudan-nichijyo.html>

(福岡県社会福祉協議会地域福祉部生活支援課)